

税務調査依頼が増える時期です

ご存知の方も多いかもしれませんが、実は、税務調査のピークは、8月から12月の時期に集中してきます。その理由は、税務署の人事異動の時期と関連しています。

つまり、税務署の人事異動は、7月をもって行われており、ちょうどこの時期に各調査官に対して、年間目標が割り当てられます。

一般的には、翌年の1月以降になると、年末調整や確定申告などがあり、受任する側の税理士も余裕がないため、調査の実施は自粛されていますので、年間目標を達成するためには、年内の12月までに目標をどこまでクリアするのがポイントになっているようです。その結果として、この8月から12月に集中してきているのです。



税務調査の連絡があった場合の対処法

調査依頼の第1報は、もしかしたら顧問先様のところに行くことがあるかもしれませんが、その際には、先方から日程を一方向的に告げられることになるかもしれませんが、そんな場合にも慌てずに、まずは税理士と相談して連絡しますとお伝えいただければ大丈夫です。

あとは、こちらで社長とご相談の上で日程調整させていただきます。

任意の税務調査とはいえ、あからさまに拒否することはできませんが、日程の調整はかなり自由にお願ひすることもできますので、業務の繁忙時期や出張予定等を避けたり、場合によっては調査日数を短縮してもらうことも可能です。

もちろん、きちんと処理してあれば、税務調査で否認されることもありませんので、しっかり調べてもらえばいいと思いますし、こちら、会社の考え方や根拠を主張して参りますので安心してください。

◆ 調査当日の流れ

概ね10時頃からスタートし、昼休み1時間挟んで、16時頃には終了するような1日のスケジュールです。例えば、2日間の予定であれば、初日の午前中は、会社の概況などを社長や関係者からヒアリングし、午後から、翌日も含めて、調査官による資料確認が行われるような流れになります。

調査への立会いは、弊所が継続して行っていますので、ヒアリングの時間以外は、通常の業務に従事していただく問題ありません。最終日の15時頃には、調査官から総括や質問事項があるかもしれないので、お時間をいただく場合もあるかもしれませんが、質問されていないことをべらべら話す必要はありませんし、質問されたことに対して、過剰に反応する必要もありません。もちろん、逆にへりくだる必要もありません。

調査官からの質問や発言に対して反論や意見があれば、発言を最後まで聞いたうえで、毅然とした態度で理路整然と述べればよいのです。もちろん、証拠となる書類を用意した上で対処するのがベストです。

ちなみに、税務調査で何も指摘事項がなかった場合には、「申告是認」の通知が税務署長から送られてきます。

いずれにしても、調査依頼の連絡があったら、まずは弊所にお電話ください。(現金売上があるお仕事の場合には、直接訪問されることもありますますが、まずはご連絡ください)

CONTENTS

税務調査依頼が増える時期です	P.1
税務調査の連絡があった場合の対処法	P.1
オンライン税務調査が全税目で開始されます！	P.2
2024年度の査察の概要が公表	P.2
ふるさと納税額が1.2兆円超へ	P.4
永年勤続者への旅行券と給与課税	P.4
2027年3月末で約束手形・小切手が利用廃止されます	P.5
8月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6

最新情報は
ASAKのX(旧ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！





オンライン税務調査が全税目で開始されます！

国税庁は2025年9月より段階的に、税務調査において必要に応じて、調査官と納税者がメールでやりとりすることやWEB会議システムでの面談、オンラインストレージサービスによる帳簿書類等データの受渡しによる「オンライン調査等」に着手することとなりました。

同月より順次、国税庁は政府共通の業務実施環境である「ガバメントソリューションサービス」(GSS)を導入することに伴い、税務調査のデジタル化を一気に進めていくようです。

オンライン調査等の対象は、法人・個人に関わらず、法人税、消費税、源泉所得税、個人所得税のほか、譲渡所得や相続税・贈与税等の資産税も含まれています。これまでの電話連絡、対面での面談、郵送による書類の受け渡しなどにおいて、税務調査の現場における対応が大きく変わっていきそうです。

◆ 全納税者が対象に

このオンライン調査は、コロナ禍を契機に、調査部特別国税調査官所掌法人への導入がスタートでした。その後徐々に対象が拡大され、2025年9月からのGSS導入に伴い、法人にとどまらず個人にまで対象を拡大することになりました。税目についても法人税や消費税、源泉所得税といった事業者に係るものだけでなく、相続税や贈与税といった資産税についてもオンライン調査等の対象です。

したがって、国税に関するすべての納税者への調査等において、必要に応じてオンライン調査等が実施されるようです。

◆ 事前通知は従来どおり口頭で行い、その後はメールで対応

オンライン調査等の対象となる調査等には、実地の調査や行政指導、書面添付制度に係る意見聴取が該当します。オンライン調査等としては、「インターネットメールでの連絡」が挙げられます。具体的には、事前通知の後の調査官との連絡においてメールを利用することで、例えば、調査官より調査で必要となる資料の準備の依頼がメールで行われることになりそうです。ただし、税務調査の事前通知は従来どおり、原則電話等の口頭で実施されます。

また、「WEB会議システムによる面談」も導入されます。WEB会議システム“Teams”を利用して、調査等に係る質問や回答等のヒアリングが行われるようです。また、各種データや資料の受け渡しも、「オンラインストレージサービスでのデータの受渡し」となり、インターネットメールやe-Taxのほか、オンラインストレージサービス(PrimeDrive)を利用して、調査官から求められた帳簿書類等の資料のデータの受渡しを行うイメージです。

これまでの調査等では、連絡は電話、面談は対面、資料の提出は郵送が一般的でしたが、オンライン調査等の活用により、納税者及び調査官双方が効率的に対応できることにもなりそうです。なお、2022年からは、e-Taxで調査関係資料のデータ提出が可能でしたが、送信するファイル数や容量に制限があったため、活用は進んでいませんでした。

◆ オンライン調査等には事前の手続きが必要

オンライン調査等は、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る目的で実施されるのですが、あくまで調査等に必要に応じて行われるものであり、強制ではありません。基本的には、調査等に当たり調査官が納税者の同意を得た上で、オンライン調査等を実施することとなります。その際に、納税者は調査官に同意書を提出するなどの手続きが別途必要となるのです。

◆ 9月からGSS端末配備の金沢局と福岡局で先行開始されます

2025年9月に職員1人につき1台のGSS端末が配備される予定の金沢国税局及び福岡国税局とその管内税務署においては、同月以降にオンライン調査等の対応が始まります。

その他の国税局等及び管内税務署では、2026年3月から同年6月までの間に順次、GSS端末が職員1人につき1台配備され、その配備の時期に伴いオンライン調査等に対応していく予定のようです。

2024年度の査察の概要が公表

2025年6月に、2024年度の国税庁査察の概要が公表されました。

査察制度とは、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としているものです。

これに対応する国税査察官は、経済取引の広域化、デジタル化、国際化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、さまざまな経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しているとのことでした。

◆ 検察庁に告発した件数は98件、脱税総額(告発分)は82億円

消費税事案、無申告事案、国際事案のほか、社会的波及効果の高い事案を積極的に告発したようです。

消費税事案では、高級腕時計の輸出販売を装うため、インターネットで購入した安価な腕時計を用意して、高価な腕時計を購入したとする領収証等を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上していた事案などの不正受還付事案のほか、トレーディングカードの販売に係る課税売上げを申告から除外して、納めるべき消費税を免れた事案などを告発しています。

また、自身が代表を務める法人の自己保有株式の譲渡収入を得ていた者や、動画配信サイトの運営会社から使用料収入を得ていた者が確定申告書を提出しなかった事案などの無申告事案も告発されています。

そのほか、海外法人が運営する医薬品等のインターネット販売事業に係るコンサルティング報酬を海外預金口座で留保する方法により所得税を免れていた国際事案や、脱税指南者が給与所得者に対し源泉所得税の還付を指南した事案などの社会的波及効果の高い事案もありました。

これにより、98件を検察庁に告発し、告発した査察事案に係る脱税総額は82億円であり、1件当たりの脱税額は84百万円、告発率は65.3%とのことです。



◆ 具体的な告発事案の概要

- ・不動産賃貸業を営むグループ法人7社において、居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除を過大に計上するため、架空の金地金取引により課税売上割合を偽装することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとした。
- ・不正加担者に実際の工事代金を水増しした内容虚偽の工事請負契約書及び請求書を作成させ、課税仕入れを過大に計上することで、不正に消費税の還付を受けようとした。
- ・ネットオークションやフリマサイトで行ったトレーディングカードの売上げを計上しない方法により課税売上げに係る消費税額を過少に計上することで、消費税の中間納付に係る還付を受けたうえで、納めるべき消費税を免れていた。
- ・農作業の請負等に係る収入を得ていたにもかかわらず、売上先に対して事業実態のない複数の関係法人名義の請求書を発行し関係法人名義の預金口座に振込入金させる方法により、課税売上げを秘匿した上で、消費税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、消費税を免れていた。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援資金融資の事務手続代行に係る手数料収入を得ていたにもかかわらず、法人税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、法人税を免れていた。
- ・健康グッズの連鎖販売取引(いわゆるネットワークビジネス)の販売代理店を営み、代理店報酬等を得ていたにもかかわらず、所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、所得税を免れていた。
- ・海外法人が運営する医薬品等のインターネット販売事業に係るコンサルティング報酬について、売上げから除外するとともに、海外預金口座で留保することにより、所得税を免れていた。
- ・アフィリエイト収入について、売上げから除外するとともに、得た資金の一部を海外の取引所において暗号資産に交換することにより、所得税を免れていた。
- ・設計・製造した光学部品に係る国外売上げについて、商品の引渡し完了していたにもかかわらず、売上げに計上しない方法により、法人税を免れていた。
- ・脱税指南者が、複数の給与所得者を勧誘した上で、架空の事業所得の損失を計上して給与所得と損益通算することにより、給与所得に係る源泉所得税の還付を受ける不正手段を指南し、これらの者の所得税を免れさせていた。
- ・人気タレントが所属する芸能事務所が、複数の不正加担先に架空の請求書や業務委託契約書を作成させた上、架空の広告宣伝費や外注費を計上する方法により、法人税及び消費税を免れていた。

◆ 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、脱税者が数千万円規模の費消をしていた事例もみられましたようです。

その主な使途としては、不動産の購入、高級車両や高級時計の購入、有価証券等への投資、暗号資産の購入、競馬や海外カジノ等のギャンブル、高級クラブなどでの飲食等の交際費・遊興費などです。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々なようですが、物置内の金庫や室内に置かれたスーツケースに現金を隠していた事例などがあつたようです。

ふるさと納税額が1.2兆円超へ

ふるさと納税の拡大がとまりません。総務省が発表した2024年度の寄付額は計1兆2,727億円と前年度比で14%増え、5年連続で過去最高を更新しています。物価高を受けて家計の負担軽減のため始める人が増えており、コメを返礼品とする地方自治体への寄付が伸びたようです。

ふるさと納税とは、自分が応援する自治体に寄付すると、2,000円を超える金額が、居住地に納める住民税や国の所得税から控除できる仕組みとなっています。納税者は、そのお礼として自治体から地元の特産品などが贈られてきます。当然、返礼品を目的とする利用が多く、人気のある返礼品を掲げる自治体への人気が集中しています。

寄付件数は、前年度比で微減の5,878万件と、2008年度の制度開始以来初めて減っています。物価高で返礼品の調達費用が上がり、返礼品1件あたりの寄付額を引き上げる動きが相次いだためとみられます。

2024年1～12月の寄付により2025年度に住民税の控除を受けられる人は8%増の1,079万人で、個人所得にかかる住民税の納税義務者のおよそ5人に1人となっています。

2024年度の特徴としては、米の価格高騰の影響が目立っています。「コシヒカリ」などを返礼品とする新潟県南魚沼市への寄付額は、24%増の71億円で、全国の自治体で18番目に多くなっています。

こうした動きは、ふるさと納税サイトの「ふるさとチョイス」でも、米の返礼希望の寄付額は、4割も増えています。

寄付額首位の自治体は兵庫県宝塚市で256億円でした。これは市立病院に向けた市民2人からの約254億円の寄付を含んでいます。同市以外では、人気の返礼品を扱うランキングの常連が上位を占めています。2位は北海道白糠町の211億円で、イクラやサーモンなどの返礼品が人気の理由で、前年度から順位を2つ上げています。なお、3位は、大阪府泉佐野市(181億円)、4位は宮崎県都城市(176億円)でした。

寄付の申し込みについては、例年12月に集中するのですが、この10月1日から、仲介サイトによるポイント付与が禁止されるため、今年は9月に寄付が集中する見通しです。ご希望の返礼品や自治体がある方は、早めに準備が必要かもしれません。



永年勤続者への旅行券と給与課税

長年働いている役員又は使用人に対し、感謝の意を示して旅行券や記念品を支給する場合があると、これらは金銭の支給とは異なるため、一定の要件を満たす場合には、給与等として課税はされません。

所得税法上では、給料や賞与などの金銭の支給のほか、会社が従業員に行う経済的利益の供与も、原則、給与等として課税されます。しかし、下記①及び②のいずれにも該当する場合には、給与課税しなくてもいいことになります。

- ① 支給する旅行や観劇への招待費用の額や記念品が勤続期間等に照らし社会通念上相当と認められること
- ② おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者は、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること

なお、旅行に代えて支給する旅行券については、有効期限がなく、換金性があり、実質的に金銭を支給したことと同様になるため、原則として給与課税の対象になってしまいます。

ただし、上記①②に加えて、下記の要件を満たす場合には、給与課税の対象としなくてよいとされています。

- ㊦ 旅行の実施が支給後1年以内であること、
- ㊧ 旅行の範囲が支給額からみて相当なものであること
- ㊨ 旅行の実施後に旅行日や旅行先、旅行会社等への支払額などを記入した報告書等を会社に提出すること
- ㊩ 支給後1年以内に旅行券の全部又は一部を使用しなかった場合には未使用分の旅行券を会社に返還すること

2024年度 寄付額上位の自治体

(単位:百万円、件)

	団体名	寄附受入額	寄附件数
1	兵庫県 宝塚市※	25,668	7,919
2	北海道 白糠町	21,165	1,333,228
3	大阪府 泉佐野市	18,152	1,130,779
4	宮崎県 都城市	17,692	862,624
5	北海道 別海町	17,350	1,035,913
6	北海道 根室市	14,691	672,865
7	愛知県 名古屋市長	13,791	274,101
8	宮崎県 宮崎市	13,243	687,764
9	北海道 紋別市	13,083	760,997
10	宮城県 気仙沼市	12,165	819,350
11	静岡県 焼津市	11,907	800,136
12	京都府 京都市	11,500	246,550
13	山梨県 富士吉田市	10,120	511,542
14	岩手県 花巻市	8,432	550,101
15	福井県 敦賀市	8,393	420,558
16	北海道 千歳市	7,476	387,226
17	山梨県 甲府市	7,416	199,679
18	新潟県 南魚沼市	7,122	183,624
19	茨城県 守谷市	7,038	335,898
20	静岡県 富士宮市	6,938	363,067

例えば、旅行用途に限定された金券や、掲載内容が宿泊施設や観光プランに限定されているカタログギフトを支給する場合には、上記①、②及び㊦～㊨の要件をすべて満たせば給与課税の対象外となります。

一方、グルメや日用品など旅行以外のもも選べるカタログギフトなど、選択性が乏しいと認められない場合は、支給された金銭で品物を購入したことと同様の効果をもたらすため、給与課税の対象となってしまいます。したがって、選択肢の豊富なカタログから「旅行」を選択した場合には、結果的に旅行用途に限定された金券と同等の便益になったとしても、給与等として課税されてしまうので注意してください。

2027年3月末で約束手形・小切手が利用廃止されます

2027年3月末をもって、約束手形と小切手の利用が廃止されます。すでに主要金融機関から、新規発行の停止や受付終了のスケジュールが発表されており、今後は紙の手形・小切手から電子決済を前提とした取引への移行が避けられない状況です。

◆ 手形・小切手の課題

かつては広く利用された手形や小切手ですが、インターネットバンキングやクレジットカード等の普及で決済の電子化が進むなか、次のような課題が指摘されています。

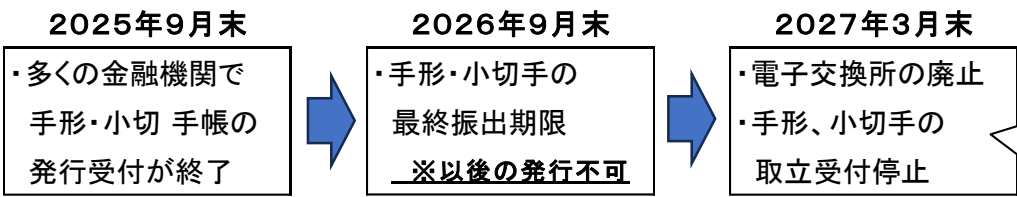
- ・現金化できるまでの期間が長いこと
- ・紛失や盗難、不渡りのリスクがあること
- ・事務手続きが煩雑で、記載ミスのリスクもあること
- ・印紙税、郵送料等のコストがかかること



これらの解決策として、手形・小切手機能の全面的な電子化が進められており、今回の利用廃止が決定されています。

◆ 具体的な今後のスケジュール

手形・小切手の利用廃止は、おおむね次のようなスケジュールで行われます。



「2027年4月から手形・小切手が使用できない」というわけではありませんが、電子交換所を介せなくなり、各金融機関が郵送等による相対決済を行うことになります。また、取引停止処分制度も利用できなくなるため、手形の信用力が失われることになります。

8月度の税務スケジュール

内 容	期 限
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 8月12日(火)
6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>	申 告 期 限 9月 1日(月)
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費・地方消費税>	
12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告	
個人事業税の納付(第1期分)	納 期 限 9月 1日(月)
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)	

今月の名言録

心の垢を取ってから寝床に入る



夜の寝がけは、どうせ何も知らない熟睡という境涯に入る前奏曲なんだから、枕を頭につけているときには、心の中を、もう、共同便所の壁みたいに汚くして眠るってえことは人間のすることではない。体に汚れがついていたら、寝床に入る前に、必ずきれいにしてからはいろいろとするだろう。

「おい、おい、お前の鼻の頭に、墨がついているよ」

「有難う。どうせ、明日の朝起きたら顔洗うから、今夜はこのまま寝るよ」てえ奴はねえだろう。

男でも一生懸命、その鼻の頭をこすって、「どうだい、とれたかい」「とれたよ」と言うと、安心する。

顔についた墨や垢はそれだけ気にするのに、心の上には平気で垢つけて眠るんだよ。

あなた方は。

夜の寝がけは、それがたとえ嘘であってもほんとうでも、その考えた考え方が無条件に、われわれの潜在意識の中に、すっとはいつて来る。

そういう作用がどんな人間にでもあるのです。

(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願いいたします。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

